

船舶インシデント調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年10月11日 09時45分ごろ
発生場所	長野県諏訪湖 諏訪市七ツ釜三角点から真方位284° 2,540m付近 （概位 北緯36° 03.5′ 東経138° 05.1′）
インシデントの概要	旅客船すわんは、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 すわん、99.51トン 120033、アルピコホテルズ株式会社 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力172kW、回転数毎分2,600、6気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、平成27年2月機関製造、昭和57年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約5m/s、視界 良好 湖象：波高 約0.1m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、旅客18人を乗せ、航行中、主機が停止した。 機関長は、無線で運航管理者に本船の主機が停止したことを伝えた後、運航管理者に要請されて主機の再始動を試みたが始動できず、船長が運航不能と判断し、無線で運航管理者に救援を要請した。 本船は、来援した2隻の小型船に横抱きされ、出航した棧橋に着桟した。 本船は、本インシデント後、機関修理会社担当者により点検が行われた結果、主機燃料フィルタにスラッジが付着して、同フィルタが目詰まりしていることが確認された。 本船の主機燃料フィルタは、本インシデントの約10年前の定期点検の際に清掃されて以降、清掃が行われていなかった。
分析	本船は、主機燃料フィルタの清掃が約10年間行われていない中、主機燃料フィルタにスラッジが付着し、航行中、同フィルタが目詰まりしたことから、主機に燃料が供給されず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機燃料フィルタの清掃が約10年間

	<p>行われていない中、主機燃料フィルタにスラッジが付着し、航行中、同フィルタが目詰まりしたため、主機に燃料が供給されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、燃料フィルタを定期的に点検し、清掃又は交換を行うこと。